

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 31 日（金）第3301号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

## 規 則

- 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則（※）  
（人事課取扱い） 2
- 鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（※）  
（共生・協働推進課取扱い） 2
- 鹿児島県屋久島環境文化村センター及び鹿児島県屋久島環境文化研修センターの設置  
及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（自然保護課取扱い） 4
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（※）（子ども福祉課取扱い） 4
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定め  
る国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則（※）（道路維持課取扱い） 6
- 鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 7
- 鹿児島県契約規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 7
- 物品等又は特定役務の調達手続に関する鹿児島県契約規則の特例を定める規則の一部  
を改正する規則（※）（会計課取扱い） 8
- 鹿児島県体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）  
（保健体育課取扱い） 8
- 鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関す  
る条例施行規則の一部を改正する規則（※）（保健体育課取扱い） 8
- 鹿児島県上野原縄文の森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
（※）（文化財課取扱い） 9

## 訓 令

- 副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令（※）（人事課取扱い） 9
- 道路整備員服務規程の一部を改正する訓令（※）（道路維持課取扱い） 9

## 告 示

- 土地利用基本計画の変更（地域政策課取扱い） 10
- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 10
- 保安林の指定予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 11
- 救急病院等の認定（地域医療整備課取扱い） 11
- 駐在機関の廃止（※）（産業立地課取扱い） 12
- 駐在機関の設置（※）（産業立地課取扱い） 12
- 肥料の登録（食の安全推進課取扱い） 12
- 県営土地改良事業の計画の決定（2件）（農地整備課取扱い） 12
- 基本測量の終了（2件）（監理課取扱い） 13
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 13
- 車両制限令に基づく道路の指定及び通行方法（道路維持課取扱い） 13
- 都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 14
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課取扱い） 14
- 平成29年度自衛官の募集（危機管理防災課取扱い） 15
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

- サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 15
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 16
- 公 告**
- 第12次鳥獣保護管理事業計画の公表 (自然保護課取扱い) 16
- イノシシ、ニホンジカ及びヤクシカに係る第二種特定鳥獣管理計画の公表 (自然保護課取扱い) 16
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 16
- 監 査 委 員 告 示**
- 鹿児島県監査委員事務局規程の一部改正 (※) (監査委員事務局取扱い) 17

## 規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿児島県規則第22号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成18年鹿児島県規則第29号）の一部を次のように改正する。

「布袋嘉之」を「岩切剛志」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿児島県規則第23号

鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年鹿児島県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の規定により準用される」を「において準用する」に改め、「次項」の次に「及び第3項」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第10条第2項の規定によるインターネットの利用による公表は、鹿児島県共生・協働センターのウェブサイトに掲載して行うものとする。

第7条の2第1項中「定款の変更の登記完了提出書」を「定款変更に係る登記事項証明書提出書」に改める。

第20条中「認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書」を「認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書」に改める。

第21条中「認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の代表者変更届」を「認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の代表者変更届」に改める。

第22条第1項中「認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」を「認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」に改め、同条第2項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第23条第1項中「認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」を「認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」に改め、「又は認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書（別記第19号様

式)」を削り、同条第2項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第24条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条中「仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書（別記第20号様式）」を「特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書（別記第19号様式）」に改める。

第25条中「別記第21号様式」を「別記第20号様式」に改める。

別記第3号様式備考1中「記載すること」を「記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任された場合には、再任とだけ記載すれば足りる」に改め、同様式備考5中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同様式備考5を同様式備考7とし、同様式備考4中「3」を「5」に改め、同様式備考4を同様式備考6とし、同様式備考3中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同様式備考3を同様式備考5とし、同様式備考2を同様式備考3とし、同様式備考3の次に次のように加える。

4 「住所又は居所」欄には、鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項各号に掲げる書面において証された住所又は居所を記載すること。

別記第3号様式備考1の次に次のように加える。

2 「役職名」欄には、理事又は監事の別を記載すること。

別記第4号様式備考4中「仮認定特定非営利活動法人が」を「特例認定特定非営利活動法人が」に改め、同様式備考4(1)中「（仮認定特定非営利活動法人）を」（特例認定特定非営利活動法人）に改め、同様式備考4(2)中「仮認定」を「特例認定」に、「各号の」を「各号に掲げる」に改め、同様式備考4(4)中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式備考4(5)イ(キ)中「（その金額が200万円以下の場合に限る。）」を削り、同様式備考4(5)ウ中「各号の」を「各号に掲げる」に改め、同様式備考4(6)を次のように改める。

(6) 所轄庁に提出した直近の助成金の支給の実績を記載した書類の写し

別記第5号様式備考2(2)及び備考3中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記第5号様式の2中「定款の変更の登記完了提出書」を「定款変更に係る登記事項証明書提出書」に、「の登記が」を「に係る登記が」に改め、同様式備考1ただし書及び備考2中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記第5号様式の3備考3及び別記第12号様式（裏面）中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記第13号様式中

過去の仮認定の有無 (仮認定を受けた日)	を	過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日)	に、
仮認定取消の有無 (取消日)	を	特例認定取消の有無 (取消日)	に改める。

別記第15号様式中「認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書」を「認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書」に、

認定（仮認定）の有効期間	を	認定（特例認定）の有効期間	に改める。
--------------	---	---------------	-------

別記第16号様式中「認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の代表者変更届」を「認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の代表者変更届」に、

認定（仮認定）の有効期間	を	認定（特例認定）の有効期間	に改める。
--------------	---	---------------	-------

別記第17号様式中「認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の役員報酬規程

等提出書」を「認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」に、「(仮認定)」を「(特例認定)」に改め、「(その金額が200万円以下の場合に限る。)」を削る。

別記第18号様式中「認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」を「認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」に、

「 認定 (仮認定) 年月日 ----- 認定 (仮認定) の有効期間 」	を	「 認定 (特例認定) 年月日 ----- 認定 (特例認定) の有効期間 」	に改める。
---	---	---	-------

別記第19号様式を削る。

別記第20号様式中「仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書」を「特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書」に、

「 過去の仮認定の有無 」	を	「 過去の特例認定の有無 」	に、「仮認定を受け
---------------------	---	----------------------	-----------

たい」を「特例認定を受けたい」に改め、同様式を別記第19号様式とする。

別記第21号様式中

「 認定 (仮認定) 年月日 ----- <input type="checkbox"/> 認定 の有効期間 <input type="checkbox"/> 仮認定 (該当する <input type="checkbox"/> にレ印を付する。)	を	「 認定 (特例認定) 年月日 ----- <input type="checkbox"/> 認定 の有効期間 <input type="checkbox"/> 特例認定 (該当する <input type="checkbox"/> にレ印を付する。)	に、
---	---	---	----

「 | 仮 認 定 | 」を「 | 特例認定 | 」に改め、同様式を別記第20号様式とする。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県屋久島環境文化村センター及び鹿児島県屋久島環境文化研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県規則第24号**

鹿児島県屋久島環境文化村センター及び鹿児島県屋久島環境文化研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県屋久島環境文化村センター及び鹿児島県屋久島環境文化研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 8 年鹿児島県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号の表中「財団法人屋久島環境文化財団」を「公益財団法人屋久島環境文化財団」に改め、同項第 3 号の表、同項第 4 号の表及び同項第 5 号の表中「中学校」の次に「義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項第 1 号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

.....

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第25号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和36年鹿児島県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第21条の3第4項」を「第21条の2において準用する法第19条の20第4項」に改める。

第10条中「第21条の4第1項」を「第21条の3第1項」に改める。

第24条第2項中「第26条第1項第4号」を「第26条第1項第5号」に改め、「同条」を削る。

第27条第2項中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に改める。

第32条第1項中「。以下「令」という。」を削り、「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

第32条の4第1項中「第33条の2第2項」を「第33条の2の2第2項」に改める。

第32条の5中「第33条の2第4項」を「第33条の2の2第4項」に改める。

第33条第5項中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改める。

第42条第2号中「第6号の3」を「第6号の2」に改める。

別表第2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表注1中「、第314条の8、」を「及び第314条の8並びに」に、「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表注2(2)中「から第3項まで」を「、第6項及び第24項」に、「第41条の3の2第1項及び第4項」を「第41条の3の2第1項及び第5項」に、「第41条の19の3第1項及び第2項並びに第41条の19の4第1項及び第2項」を「第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改め、同表注2(3)を次のように改める。

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項

別表第2注中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、当該課税関係が判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税の課税関係によることとする。

別表第4中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考2(1)中「（その者が別表第5により徴収を受ける場合には、その者に係る金額欄額を控除した残額）」を削り、同表備考2(2)中「同条」を削り、同表備考3(2)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第6条第1項」を「第6条第6項」に、「女子」を「者」に改め、「及びこれに準ずる父子家庭の世帯」を削り、同表注1及び注2中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表注3中「注3」を「注4」に改める。

別記第1号様式中

「

ふりがな 氏名		男・女	生年月日	年	月	日
居住地						
氏名		本人との 続柄		職業		
居住地						

を

」

ふりがな氏名		男・女	生年月日	年	月	日
居住地			個人番号			
ふりがな氏名		本人との続柄		職業		
居住地			個人番号			

に、

「保険者の名称」を「保険者等の名称」に改める。

別記第9号様式(表)中「第21条の4第1項」を「第21条の3第1項」に改め、同様式(裏)中「第21条の4」を「第21条の3」に改め、「(厚生労働大臣が指定した指定療育機関にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事とする。次項について同じ。)」を削る。

別記第49号様式中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改める。

附 則

この規則中第24条第2項の改正規定並びに別表第4注1及び注2の改正規定は平成29年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第26号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則(平成21年鹿児島県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表曾於市の項の次に次のように加える。

志布志市	志布志福山線(関屋口交差点から県道志布志有明線との交点までの区間に限る。)	維持及び修繕のうち 除草
	南之郷志布志線(志布志市志布志町帖字稲荷免5588番11地先から国道220号との交点までの区間に限る。)	
	志布志有明線(県道志布志福山線との交点から志布志市有明町野井倉字上水流3544番1地先までの区間に限る。)	
	志布志福山線(関屋口交差点から志布志市志布志町志布志字小並松319番4地先までの区間に限る。)	維持及び修繕のうち 植栽物の管理
	南之郷志布志線(志布志市志布志町帖字西中尾6138番4地先から国道220号との交点までの区間に限る。)	
	志布志停車場線	

第2条の表徳之島町の項中

「

花徳浅間線	
-------	--

を

「

花徳浅間線	
伊仙亀津徳之島空港線（大島郡徳之島町亀津字築地新町7115番2地先から同町亀津字大船町7769番地先までの区間に限る。）	維持及び修繕のうち 植栽物の管理

」

に改め、同項の次に次のように加える。

天城町	伊仙亀津徳之島空港線	維持及び修繕のうち 除草及び植栽物の管理
	伊仙天城線	
	松原轟木線	
	花徳浅間線	
伊仙町	伊仙亀津徳之島空港線	維持及び修繕のうち 除草及び植栽物の管理
	伊仙天城線	
	糸木名亀津線	

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第27号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 」 を

「

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料 エネルギー消費性能確保計画変更適合性判定手数料	に、
--	----

」

「 エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 」 を

「

エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更証明手数料	に改める。
--	-------

」

別表第2 北薩地域振興局の項中「庶務を担当する主幹」を「支所長代理」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第28号

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則

鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項及び第2項並びに第44条第2項中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約（同日前に締結された契約を変更する契約を含む。）について適用する。

物品等又は特定役務の調達手続に関する鹿児島県契約規則の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第29号

物品等又は特定役務の調達手続に関する鹿児島県契約規則の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続に関する鹿児島県契約規則の特例を定める規則（平成 7 年鹿児島県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「その他」を「同条第12号中「その他」に改め、「第 6 条」の次に「又は第10条第 5 項」を加える。

第 7 条中「この場合において」の次に「、同条第12号中「第10条第 5 項」とあるのは「第10条第 6 項」と読み替えるものとし」を加え、「併せて」を「併せて」に改める。

第11条後段中「ついては、」の次に「契約規則」を加える。

第12条第 1 号中「第 6 条の」を「第 6 条若しくは第10条第 5 項の」に改める。

第15条を第16条とする。

第14条第 1 項中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条の次に次の 1 条を加える。

（複数落札入札制度による場合の予定価格）

第13条 特例政令第10条第 1 項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付する場合の予定価格は、契約規則第11条第 2 項（契約規則第23条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該一般競争入札又は指名競争入札に付する物品等又は特定役務の種類ごとの価格の総額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第30号

鹿児島県体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和45年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 2 号中「以下」を「第 4 号において」に改め、同項第 4 号中「財団法人鹿児島県体育協会（昭和44年 8 月 23 日に財団法人鹿児島県体育協会という名称で設立された法人をいう。以下）」を「公益財団法人鹿児島県体育協会（次号において）」に改め、同項第 6 号中「第 15 条」を「第15条第 4 項」に、「第45条」を「第45条第 2 項」に改め、「以下」の次に「この号及び次項第 2 号において」を加え、同条第 2 項第 1 号中「又は高等学校」を「、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例

施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県規則第31号**

鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例  
施行規則（昭和46年鹿児島県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「以下」を「第4号において」に改め、同項第4号中「以下」を「次  
号において」に改め、同項第6号中「以下」の次に「この号及び次項第2号において」を加え、  
同条第2項第1号中「又は高等学校」を「，義務教育学校，高等学校又は特別支援学校」に改  
める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県上野原縄文の森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここ  
に公布する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県規則第32号**

鹿児島県上野原縄文の森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県上野原縄文の森の設置及び管理に関する条例施行規則（平成14年鹿児島県規則第59  
号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「以下」を「次号において」に改め、同項第3号中「中学校」の次に  
「，義務教育学校」を加え、同項第5号中「第15条」を「第15条第4項」に、「第45条」を  
「第45条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

**訓 令**

**鹿児島県訓令第4号**

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担当事務に関する規程（平成18年鹿児島県訓令第3号）の一部を次のように改正す  
る。

第1条第2号中「布袋嘉之」を「岩切剛志」に改め、同号ア中「環境林務部，農政部」を  
「企画部，PR・観光戦略部」に、「出納局」を「国体・全国障害者スポーツ大会局」に改め、  
同号イ中「選挙管理委員会」を「教育委員会，選挙管理委員会」に改め、「，監査委員」を削  
り、同条第3号ア中「企画部」を「環境林務部」に、「及び商工労働水産部」を「，商工労働  
水産部，農政部及び出納局」に改め、同号イ中「教育委員会」を「監査委員」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

**鹿児島県訓令第5号**

道路整備員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路整備員服務規程の一部を改正する訓令

道路整備員服務規程（昭和55年鹿児島県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表道路パトロール班の項中「道路パトロール班」を「巡視パトロール班」に、「知事」を「県」に、「は握」を「把握」に改め、同表道路維持班の項中「道路維持班」を「作業パトロール班」に、「路面」を「状況の把握、路面」に改め、同表舗装道補修班の項及び清掃班（鹿児島地域振興局及び大隅地域振興局の建設部に限り設ける。）の項を削る。

第6条中「道路維持班、舗装道補修班、清掃班」を「作業パトロール班」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

## 告 示

### 鹿児島県告示第436号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により、土地利用基本計画を次のように変更した。

なお、変更後の土地利用基本計画に係る土地利用基本計画図は、鹿児島県企画部地域政策課並びに関係市役所及び関係町村役場において縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

変更の要旨

土地利用基本計画図の都市地域、農業地域、森林地域及び自然公園地域に関する次の表に掲げる変更

変 更 の 概 要	関 係 市 町 村
公有水面埋立てにより生じた区域の都市地域の拡大	鹿児島市
農業の振興を図る必要がない区域の農業地域からの除外	始良市
現況が森林でない区域の森林地域からの除外	日置市及び湧水町
自然公園として保護・利用する必要がある区域の自然公園地域の拡大	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町及び知名町
自然公園として保護・利用する必要がない区域の自然公園地域からの除外	奄美市、大和村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町

### 鹿児島県告示第437号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
西之表市住吉字城之山3535番
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第438号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

霧島市溝辺町麓字冷水谷2752番，2753番，2755番，2757番2，2757番6，2767番，2782番2，2782番4から2782番6まで，2784番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第439号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

霧島市溝辺町崎森字榎原2969番1（次の図に示す部分に限る。），溝辺町麓字南迫497番2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第440号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院

を救急病院として認定した。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
川内市医師会立市民病院	薩摩川内市永利町4107番地7

2 認定の有効期限

平成32年4月17日

鹿児島県告示第441号

平成26年3月28日鹿児島県告示第361号（駐在機関の設置）をもって設置した鹿児島県工業技術センター奄美市駐在機関は、平成29年3月31日限り廃止する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第442号

工業技師の駐在機関を次のとおり設置する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
大島支庁総務企画部奄美市駐在機関	奄美市名瀬浦上町	大島紬の振興に関する事務	平成29年4月1日

鹿児島県告示第443号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1332号	平成29年3月21日	平成35年3月20日	混合有機質肥料	混合有機質肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	鹿児島プロフーズ株式会社	鹿児島市城南町37番地

鹿児島県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地保全整備（農業用排水施設整備）空港東地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間  
平成29年4月3日から同月28日まで
- 3 縦覧場所  
霧島市役所耕地課

**鹿児島県告示第445号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営用排水施設等整備（農業用排水施設整備）柿木水流地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年4月3日から同月28日まで
- 3 縦覧場所  
湧水町役場建設課

**鹿児島県告示第446号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成28年5月27日鹿児島県告示第563号で告示した基本測量の実施は、平成29年3月3日終了した旨の通知があった。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第447号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成28年6月21日鹿児島県告示第621号で告示した基本測量の実施は、平成29年2月28日終了した旨の通知があった。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第448号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁徳之島事務所長から平成28年11月4日鹿児島県告示第972号で告示した公共測量の実施は、平成29年3月10日終了した旨の通知があった。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第449号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が最大4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
国道	267号	薩摩川内市大小路町字原口2693番2地先から同市東郷町斧渕字上鶴田8127番地先まで
	270号	日置市吹上町中原字野町2927番1地先からいちき串木野市大里字迫田前6195番5地先まで
県道	鹿児島加世田線	鹿児島市上福元町字高尾原6917番1地先から同市下福元町字苞落12385番1地先まで
	谷山伊作線	鹿児島市下福元町字苞落12385番1地先から日置市吹上町中原字野町2927番1地先まで
	京泊草道線	薩摩川内市港町字内山347番3地先から同市水引町字外間瀬田3185番1地先まで

## 2 指定する期日

平成29年4月1日

## 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

## (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

## (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

## (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

**鹿児島県告示第450号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鹿児島都市計画下水道
- (2) 名称 鹿児島市公共下水道

## 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

**鹿児島県告示第451号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称  
鹿屋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 鹿屋都市計画下水道事業
  - (2) 名称 鹿屋市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和56年3月11日から平成36年3月31日まで（変更前平成29年3月31日まで）
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

## 鹿児島県告示第452号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成29年度第2次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 募集種目  
自衛官候補生（男子）
- 2 募集期間  
平成29年4月1日から同年6月23日まで
- 3 試験期日  
平成29年6月30日から同年7月1日まで
- 4 応募年齢  
採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地

- 6 応募手続  
応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。  
なお、志願票は、各市町村において交付する。

## 北薩地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年3月31日

北薩地域振興局長 中堂 蘭哲郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
株式会社アイテラス	薩摩川内市樋脇町市比野865番地	株式会社アイテラス	薩摩川内市樋脇町市比野865番地	濱田 純一	平成29年2月1日	就労継続支援B型
障がい者ビジネススクール スマイルキャンパス さつませんだ	薩摩川内市東開間町3番1号1階	一般社団法人まちおこしプロジェクト	薩摩川内市宮内町1835番地	小園 洋和	平成29年3月1日	自立訓練（生活訓練）

い						
---	--	--	--	--	--	--

**大島支庁告示第 1 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成29年 3 月 31 日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指定障害福祉サービス事業所あらいぐま	奄美市名瀬大字小宿字佐仁金久2838番地	公益財団法人慈愛会	鹿児島市泉町1-15	今村 英仁	平成29年3月31日	自立訓練（生活訓練）

**公 告**

第12次鳥獣保護管理事業計画の公表

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第12次鳥獣保護管理事業計画を別冊のとおり定めた。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

（「別冊」は、省略し、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課及び大島支庁農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

イノシシ、ニホンジカ及びヤクシカに係る第二種特定鳥獣管理計画の公表

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、イノシシ、ニホンジカ及びヤクシカに係る第二種特定鳥獣管理計画をそれぞれ別冊のとおり定めた。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

（「別冊」は、省略し、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課及び大島支庁農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
（2工区）

大島郡知名町大字瀬利覚字古平作446番2，447番1の一部，447番2の一部，458番1の一部，458番2の一部，459番の一部，460番の一部，461番の一部，463番の一部，465番，467番の一部及び467番地先里道の一部並びに字泊原543番1の一部，543番2，543番3，543番4，545番1，545番2，546番1，546番2，547番及び543番3地先里道の一部

- 2 公共施設の種類の種類、位置及び区域

道路 大島郡知名町大字瀬利覚字古平作463番の一部及び465番の一部並びに字泊原543番3の一部，545番1の一部，545番2の一部及び543番3地先里道の一部

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
大島郡知名町大字知名307番地  
知名町長 平安正盛

## 監 査 委 員 告 示

### 鹿児島県監査委員告示第1号

鹿児島県監査委員事務局規程（昭和61年鹿児島県監査委員告示第1号）の一部を改正する規程を次のように定めた。

平成29年3月31日

鹿児島県監査委員	大  菌	豊
同	禧 久	伸一郎
同	ふくし山	ノブスケ

鹿児島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

鹿児島県監査委員事務局規程（昭和61年鹿児島県監査委員告示第1号）を次のように改正する。

第3条第19号中「知事公室，総務部」を「総務部」に，「危機管理局」を「危機管理局，国体・全国障害者スポーツ大会局」に改める。

第4条第2号中「企画部」を「企画部，PR・観光戦略部」に改める。

第6条第1項の表課長補佐の項中「上司の命を受け，課長を補佐する」の次に「とともに，監査等に関する事務の総合調整を行う」を加え，同表監査主幹の項中「総合調整」を「調整」に改める。

第6条第2項中「課」の次に「及び係」を加える。

第8条第2項第2号中「局長及び課長」を「局長，次長，課長，特別監査監及び参事」に改める。

附 則

この規程は，平成29年4月1日から施行する。